

次世代自動車等普及促進事業補助金のご案内

鹿児島市は自動車から排出されるCO₂の削減を目的として燃料電池自動車、電気自動車、クリーンディーゼルトラック、V2H充電設備などの購入に対して補助を行います。

申請順に受付を行い、予算に達したら申請受付は終了します(到達後の申請は返却いたします)。

昨年度からの変更点

- 軽自動車の電気自動車の補助額を5万円とします(普通又は小型自動車の電気自動車は10万円)。
- 申請受付は令和6年4月15日(月)から開始します(なお、同年1月4日(木)から同月12日(金)までの間に車両登録日のある車両の申請については、90日要件の特例として、同年4月15日(月)から同月19日(金)までの間に限り申請を認めます:4月特例)。
- 本補助金は、不備のない申請書類からの先着順で受け付けます。ただし、申請受付終了間際においては、申請が輻輳するため、申請上限に達した日中の申請(不備のないもののみ)に限り抽選を行う可能性があります。抽選を実施する場合は、事前に市ホームページに内容を掲載いたします。
- 添付する自動車検査証は、電子車検証ではなく、「自動車検査証記録事項(A4タテ)」の写しを要します。
- 様式の変更(令和6年度の様式を必ずご使用ください)。

対象者

【燃料電池自動車、電気自動車、クリーンディーゼルトラックなどの車両】

ア) 次の全てを満たす個人・事業者

- ① 交付申請日に、個人にあつては市内に住所を、事業者にあつては事業所(又は営業所)を有し、市税を完納していること。
- ② 使用の本拠を鹿児島市内とし、自ら使用すること。

イ) 上記アの者を対象に4年以上のリースを行うリース事業者

【電気自動車と同時購入のV2H充電設備】

次の全てを満たす個人・事業者(リース事業者は対象外)

※太陽光発電システムと同時購入のV2H充電設備の場合については本市太陽光deゼロカーボン促進事業補助金のHPをご覧ください。

- ① 補助金の交付対象となる電気自動車と同時期^{※1}にV2H充電設備(CHAdemo V2H protocol 認証を受けたもの)を購入し、電気自動車の使用の本拠の位置に設置すること(設置工事を行う事業者は鹿児島市内に事業所(又は営業所)を有していること)。
- ② 交付申請日に、個人にあつては市内に住所を、事業者にあつては事業所(又は営業所)を有し、市税を完納していること。
- ③ 電気自動車の使用の本拠を鹿児島市内とし、自ら使用すること。

※1 「同時期」:電気自動車の購入契約日の30日前から、車両登録日から90日を経過する日までの間にV2H充電設備の購入契約を行い、車両登録日から90日を経過するまでの間に保証開始日の存するV2H充電設備を対象とする。

対象車両と補助金額

下記以外にもV2H充電設備、ハイブリッドトラック・バス、クリーンディーゼルバスも補助対象となります。

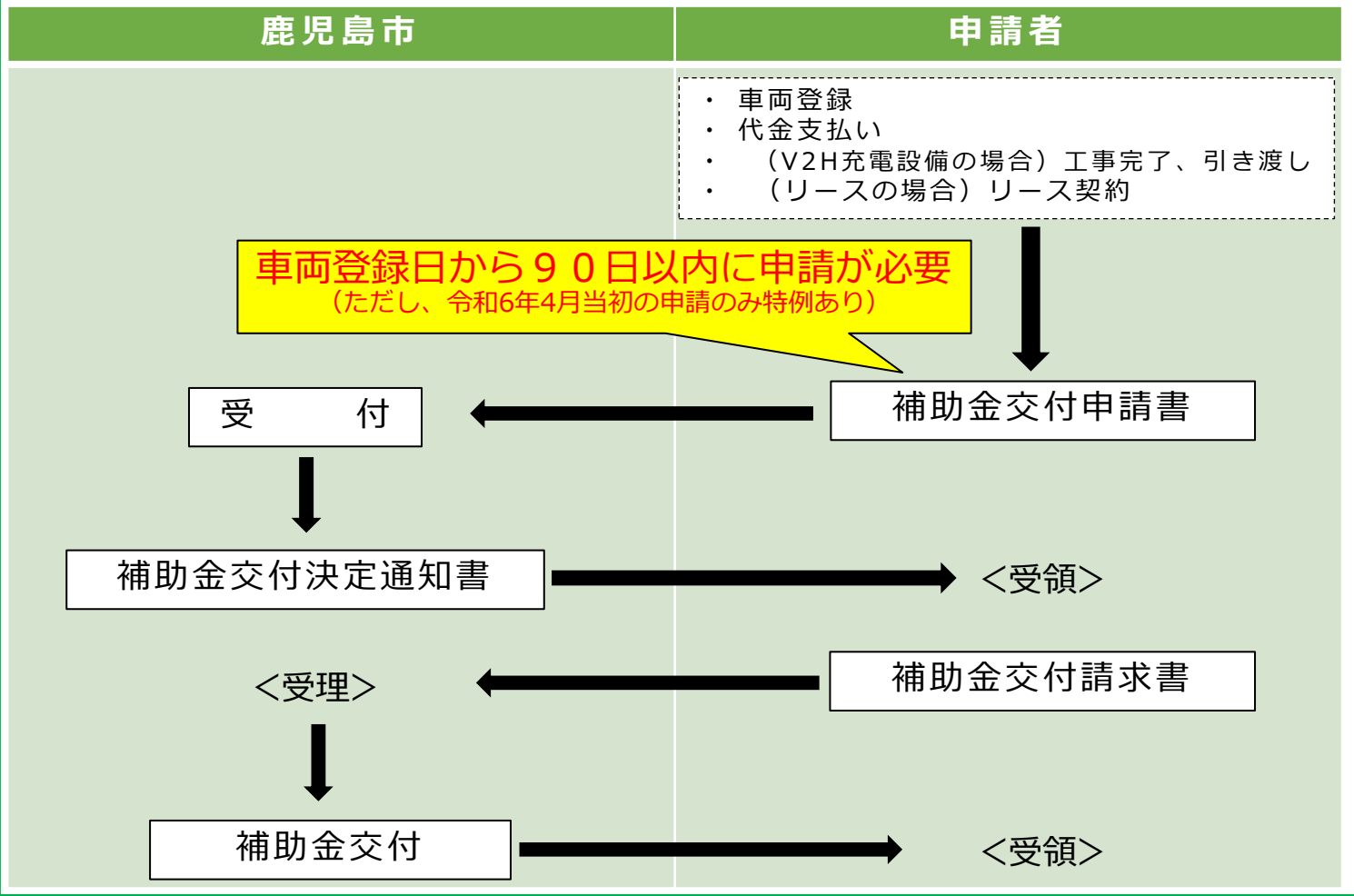
対象車両	補助金額(/台)	一年度の台数制限 ^{※2}
燃料電池自動車	30万円	一個人につき1台 一事業者につき2台
電気自動車 (プラグインハイブリッド自動車は含みません)	[普通・小型]10万円 [軽] 5万円	一個人につき1台 一事業者につき2台
クリーンディーゼルトラック	5万円	一個人につき1台 一事業者につき4台

※2 リース事業者はリース先について制限台数があります。

排ガス基準及び燃費基準に該当するかどうかは、自動車検査証の「型式」の冒頭に「2RG、2TG(なお、車両総重量が12t超の車両は「2PG」も認める)」との表記があるかで確認できます。

申請の流れ

※太陽光発電システムと同時購入のV2H充電設備補助の申請は下記と流れが異なりますのでご注意ください。
(詳しくは本市太陽光deゼロカーボン促進事業補助金のHPをご覧ください。)



申請方法

- ・ 申請書に必要な書類を添付し、再生可能エネルギー推進課に持参又は郵送してください。
- ・ **申請期限は、4月特例を除き、車両登録日から90日以内です。**(ただし、太陽光発電システムと同時購入のV2H充電設備補助の場合は異なりますので、本市太陽光deゼロカーボン促進事業補助金のHPをご覧ください。)
- ・ 申請書等の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

申請にあたっての主な注意事項

- (1) リースの場合、車両を購入するリース事業者が申請者・補助金交付対象者となります。
- (2) リースの場合、対象車両のリース料金に補助金相当額を反映し、値下げしなければなりません。
- (3) V2H充電設備は、電気自動車又は太陽光発電システムと同時に購入する場合に限り対象となり、単体での補助はありません。
- (4) V2H充電設備の設置工事を行う事業者は、鹿児島市内に事業所・営業所を有する事業者である必要があります。
- (5) 国や県の補助金と重複して申請できます。
- (6) これまでに同一の次世代自動車の導入に際し、市から補助金の交付を受けている場合は、補助対象となりません(増車の場合を除く)。
- (7) 処分制限期間内(4年間。ただし、V2H充電設備は5年間)に当該車両等の処分を行う場合は、事前に市の承認を受けることが必要となり、返還金が発生する場合があります。

鹿児島市 次世代自動車等

検索

右のQRコードを読み取ると鹿児島市ホームページ上の該当ページへ簡単にアクセスできます。

(QRコードはQRデンソーウェブの登録商標です)



(問い合わせ先) 鹿児島市 環境局 環境部 再生可能エネルギー推進課

〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 (みなと大通り別館4F) TEL:099-216-1479 FAX:099-216-1292